

第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成28年2月25日決定）第13条第4項の規定に基づき、第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び第74回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第74回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年2月7日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年5月16日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。